

沖縄県病院事業局「医療安全 e ラーニング研修」委託業務仕様書

1 業務名

沖縄県病院事業局「医療安全 e ラーニング研修」委託業務

2 現状及び目的

医療法第 6 条の 12 項において「病院等の管理者は、医療の安全を確保するための指針の策定、従業者に対する研修の実施その他の当該病院等における医療の安全を確保するための措置を講じなければならない。」と記載されており、診療報酬「医療安全対策加算」の算定条件としても、全職員の年 2 回の研修受講が挙げられている。

しかしながら、沖縄県の各県立病院は、規模や環境等が異なっていることから、研修の実施体制、内容にも違いがあり、全県立病院を包括した人材育成となっていない。また、職員も多職種の多様な勤務形態のため、集合研修の実施も困難であることから、研修実施者の業務負担とともに、研修内容の質の向上、受講率等の改善の必要がある。

そのため、沖縄県の県立病院（南部医療センター・こども医療センターを除く。）全職員を対象に、時間や場所に拘束されない e ラーニングによる動画研修等を導入し、医療安全に関する意識、知識等の向上を図るとともに、研修実施者及び受講管理者の業務負担の軽減を図りつつ、各病院の現状に即した効率的・効果的な医療安全に関する人材育成のシステム構築を目的とする。

3 業務内容

医療の安全を確保するための病院事業局全職員向け e ラーニング研修の実施。

(1) 研修内容及びシステム機能

別紙 1 「研修内容及び機能表」の全ての項目を満たすこと。

(2) 研修の実施

WEB を利用したオンラインによる e ラーニング

(3) 研修の対象

下記 5 県立病院の全職員対象（5 県立病院で約 3 千人）

- ① 県立北部病院、② 県立中部病院、③ 県立精和病院、④ 県立八重山病院、
- ⑤ 県立宮古病院

※県立南部医療センター・こども医療センターにおいては既に複数年契約締結によるシステム導入済みのため除く

5 契約期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする

6 本事業予算額

11,433,000 円以内（令和6年～令和8年度の総額、消費税及び地方消費税を含む）

各年度の上限額は次のとおり。

令和6年度 3,811,000 円

令和7年度（予定） 3,811,000 円

令和8年度（予定） 3,811,000 円

合計 11,433,000 円

※この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額とは異なる。

注「消費税及び地方消費税相当額」は、消費税法第28条1項及び第29条の規程並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額110分の10を乗じて得た額である。

7 納品

操作・運用管理マニュアル

8 著作権

作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次に定めるところによる。

- (1) 本業務により作成された業務の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、発注者に帰属するものとする。ただし、成果物に受託事業者または第三者の著作権が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- (2) 業務の成果品等に、受託者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれている場合には、権利は受託者に留保されるが、発注者は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- (3) 受託者は、発注者に対し、著作権人格権を行使しないものとする。

9 法令の遵守及び機密保持

受託者は、業務の遂行にあたって知り得た個人情報の取扱いについては、沖縄県個人情報保護条例を遵守すること。また、受託者は業務の遂行に際し個人情報を厳重に管理

するとともに、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約終了後及び解除後も同様とする。

10 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請負わせることはできない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることはできない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとして県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○留意事項

「契約の主たる部分」とは、契約金額の50%を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認審査などの統括的かつ根幹的な業務のことをいう。

(2) 再委託の相手方の制限

本契約のプロポーザル参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による発注者の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときにはその限りではない。

○留意事項

「その他、簡易な業務」とは、資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿データの入力及び集計等のことをいう。

11 記載外事項・疑義

仕様書に記載のない事項及び掲載内容に疑義が生じた場合は、双方の協議のうえ対応する。